

第 11 回

秋田市農業委員会総会議事録

令和 5 年 11 月 15 日 開 会
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

第11回農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年11月15日(水) 午後2時から午後2時42分まで
- 2 開催場所 秋田市役所 正庁
- 3 委員定数 19人
- 4 出席農業委員 17人

1番	齊藤善彦	2番	佐々木吉秋
3番	鈴木昇	4番	白岩勝
5番	関正美	6番	相場堅一
7番	加藤淳	8番	武藤真作
9番	星容子	10番	伊藤洋文
11番	三浦宏和	12番	柴田ますみ
13番	佐々木和昭	15番	鎌田悦雄
16番	佐々木繁明	17番	藤田修
18番	佐々木英久	19番	佐藤きよ子
- 5 欠席農業委員
14番 加賀屋 慎一
- 6 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会期決定
 - 第3 会務報告
 - 第4 議案第68号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
 - 第5 議案第69号 農用地利用集積計画(令和5年度第8号計画)に関する件
- 7 事務局職員

事務局長	小山田 邦子	参事	熊谷 勝
副参事	伊藤 弘	副参事	住谷 真人
副参事	稲葉 隆	主席主査	山本 郷史
主席主査	勝田 茂満	主席主査	石井 香代子
主査	幸野 善寿	主査	鈴木 百愛
主任	佐藤 知拡		
- 8 書記
主席主査 山本 郷史
- 9 議事録署名委員
10番 伊藤 洋文 11番 三浦 宏和

10 議 事

事務局 (熊谷参事)	<p>ただいまから、令和5年第11回農業委員会総会を開会いたします。 欠席の届出がありましたのでご報告いたします。14番加賀屋慎一委員の1名でございます。委員定数19名中、18名の出席ですので総会の出席委員は定足数に達しており、総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、会長よりごあいさつと議事の進行をよろしくお願いいたします。</p>
佐々木吉秋会長	<p>【会長あいさつ】</p>
議長	<p>それでは、第11回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。 日程第1の議事録署名委員の指名でございますが、慣例で議席順に指定しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。</p>
一 同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしの声がございますので、10番伊藤洋文委員、11番三浦宏和委員にお願いいたします。 次に、日程第2の会期決定の件でございますが、これも慣例に従い、私の方から申し上げますので、ご了承願います。会期は1日間とし、午後4時までといたします。 それでは、日程第3の会務報告に入らせていただきます。 はじめに、会務報告1の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第1区域部会から第5区域部会まで順番に報告をお願いいたします。</p>
4 番白岩勝委員	<p>【第1区域部会の報告】</p>
18 番佐々木英久委員	<p>【第2区域部会の報告】</p>
15 番鎌田悦雄委員	<p>【第3区域部会の報告】</p>
13 番佐々木和昭委員	<p>【第4区域部会の報告】</p>
3 番鈴木昇委員	<p>【第5区域部会の報告】</p>
議長	<p>次に、会務報告2「一般社団法人秋田県農業会議第91回常設審議委員会」および会務報告3「一般社団法人秋田県農業会議第38回理事会」につきまして、私から報告させていただきます。</p>
	<p>【会務報告2、会務報告3の説明】</p>
議長	<p>次に、会務報告4「令和5年度秋田県農業委員会大会」につきまして、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局 (幸野主査)	<p>【会務報告4の説明】</p>

議 長	次に、会務報告5「令和5年度北海道・東北ブロック女性農業委員・農地利用最適化推進委員研修会」につきまして、12番の柴田ますみ委員より報告をお願いします。
12番柴田ますみ委員	【会務報告5の説明】
議 長	次に、会務報告6の「第3回農地利用最適化委員会」につきまして、事務局から報告をお願いします。
事 務 局 (勝田 主席主査)	【会務報告6の報告】
議 長	次に会務報告7の「農地法第3条の3の規定による届出」から会務報告12の「許可申請の取下げについて」までの6件について、事務局より報告をお願いします。
事 務 局 (住 谷 副 参 事)	【会務報告7から12まで説明】
議 長	以上で、会務報告の説明が終わりました。 ただ今の会務報告につきまして、ご質問、ご意見のある方はお願いいたします。
一 同	なし。
議 長	ご質問がないようですので、次の議案に移ります。 はじめに、日程第4、議案第68号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、4件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (鈴 木 主 査)	議案書1ページから3ページの4件について説明いたします。 番号1。譲受人は、 XXXXXXXXXX 。譲渡人は、 XXXXXXXXXX 。 土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。 譲渡人は県外在住であり、相続により当該地を取得したが財産処分を希望しており、親せきである譲受人にこの度、贈与するものです。 農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。 農作業常時従事について、譲受人は年間200日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。 次に番号2。譲受人は XXXXXXXXXX 。譲渡人は、 XXXXXXXXXX 。 土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。 譲受人・譲渡人、互いの所有農地に隣接して双方の農地があることからこの度、所有農地の集約を図るため交換するものです。 また、本件は譲受人の経営面積が経基法の要件を満たさないことから農地法第3条で取り扱うものです。一方、譲渡人の経営面積はこの要件を満たすため、交換する農地の取得に係る所有権移転については、本総会の日程第5、議案第69号、農用地利用集積計画に関する件、所有権移転の番号1でご審議いただきます。

事務局 (鈴木主査)	<p>農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は機械作業の一部を委託していますが、農業技術は問題ないと考えられます。</p> <p>農作業常時従事について、譲受人は年間180日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。</p> <p>次に、番号3。借受人は、[REDACTED]。貸出人は、[REDACTED]。</p> <p>土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。</p> <p>借受人は、この度、農業法人を退職し独立就農するため、貸出人である父の所有農地について、10年間の使用貸借権の設定を行うものです。</p> <p>農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、借受人は機械作業の一部を委託していますが、農業技術は問題ないと考えられます。</p> <p>農作業常時従事について、借受人は年間250日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。</p> <p>次に、番号4。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。</p> <p>土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。</p> <p>譲渡人は相続により当該地を取得したが、財産処分を希望したことから、経営面積の拡大を考えていた譲受人にこの度、贈与するものです。</p> <p>農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は果樹作業にかかる農業機械を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。</p> <p>農作業常時従事について、譲受人は年間200日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。</p> <p>これら4件とも、地域との調和要件について譲受人および借受人への権利移転および権利設定による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われまます。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件を満たしていると考えまます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>次に、現地調査の報告をしていただきます。</p> <p>始めに、番号1について、現地を調査した榎繁和推進委員から報告を受けた6番相場堅一委員から報告をお願いします。</p>
6番相場堅一委員	<p>6番相場です。11月1日に榎推進委員から連絡を頂きました。私も何ら問題ないと思いますので審議のほどお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、番号2について、現地を調査した藤嶋卓也推進委員から報告を受けた7番加藤淳委員から報告をお願いします。</p>
7番加藤淳委員	<p>7番加藤です。総会前に藤嶋推進委員から報告を受けました。この件については、所有者から私も相談を受けており、何ら問題ないと思いますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、番号3について、現地を調査した佐々木晃推進委員から報告を受けた3番鈴木昇委員から報告をお願いします。</p>
3番鈴木昇委員	<p>3番鈴木です。11月1日に佐々木晃推進委員から報告を受けました。私もすぐそばで分かっておりますが、現地を確認しました。親子間ですので、何ら問題ないと思いますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>

議	長	次に、番号4について、現地を調査した藤嶋卓也推進委員から報告を受けた私が報告をいたします。 11月10日、藤嶋卓也推進委員から電話があり、何ら問題がないと報告を受けましたことを皆様に報告します。 それでは質疑を行います。 ご質問、ご意見のある方お願いいたします。
一	同	なし。
議	長	ご質問等がないようですので、採決に入らせていただきます。 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、4件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	「異議なし」の声がありましたので、日程第4、議案第68号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、4件を原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、日程第5、議案第69号、農用地利用集積計画（令和5年度第8号計画）に関する件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (山本 主席 主査)		お配りしている、農用地利用集積計画一覧表で説明いたします。 はじめに、訂正についてお知らせいたします。 訂正箇所は、一覧表2ページの左上、総合集計の部分の人数欄です。借り手の数が11となっていますが、正しくは8となります。大変失礼いたしました。 それでは、説明に移ります。 所有権移転の7件について説明いたします。 番号1。受け手は[]。出し手は[]。 耕作面積、耕作者数、土地の所在、地目、面積等は、本総会開始前に閲覧いただきました議案書に記載のとおりです。こちらは、議案書2ページ、日程第4、議案第68号の番号2に関連して交換を行うものです。 これを含む合計7件のうち、売買が2件、贈与が2件、交換が3件です。 続きまして、利用権設定について説明いたします。 番号1。借り手は[]。貸し手は[]。 耕作面積、耕作者数、土地の所在、地目、面積、10アール当たりの対価、契約期間等は、本総会開始前に閲覧いただきました議案書に記載のとおりです。 これを含む合計348件のうち、番号4以降の345件は、農地中間管理事業による利用権設定です。 以上、令和5年度第8号計画に関する案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。
議	長	それでは、農用地利用集積計画について質疑を行います。 ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

一	同	なし。
議	長	ご質問等がないようですので、採決に移ります。 はじめに、所有権移転について採決いたします。この案件につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	「異議なし」の声がありましたので、原案のとおり決定することにいたします。 次に、利用権設定について採決いたします。こちらは、議事参与案件がございますので、先に議事参与案件から採決します。 はじめに案件18番について採決します。6番の相場堅一委員の退席をお願いします。
		【6番相場堅一委員退席】
議	長	農用地利用集積計画、利用権設定の案件18番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	「異議なし」の声がありましたので、案件18番について、原案のとおり決定することにいたします。 6番の相場堅一委員の着席をお願いします。
		【6番相場堅一委員着席】
議	長	次に案件192番および案件195番から348番について採決します。5番の関正美委員の退席をお願いします。
		【5番関正美委員退席】
議	長	農用地利用集積計画、利用権設定の案件192番および案件195番から348番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	「異議なし」の声がありましたので、利用権設定の案件192番および案件195番から348番について、原案のとおり決定することにいたします。 5番関正美委員の着席をお願いします。
		【5番関正美委員着席】
議	長	次に、議事参与案件であった、案件18番と192番、および案件195番から348番を除いた192件につきまして、一括して採決します。 これらの案件につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

一 議	同 長 異議なし。 「異議なし」の声がありましたので、案件18番と192番、および案件195番から348番を除いた192件につきまして、全て原案のとおり決定することにいたします。 以上により、日程第5、議案第69号、農用地利用集積計画（令和5年度第8号計画）に関する件は、全て原案のとおり決定することにいたします。 これをもちまして、議案審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。 <p style="text-align: right;">（午後2時42分終了）</p>
--------	--